

軽自動車税環境性能割（市町村税）

軽自動車の取得に対してかかります。

令和元年10月1日に、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割（33ページ）及び軽自動車税環境性能割が導入されました。

◆納める人

その市町村内に主たる定置場のある軽自動車（三輪以上）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

取得価額×税率

◆税率

◎軽乗用車

区 分		税 率	
		自 家 用	営業用
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減達成）		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 （※1）	令和2年度燃費基準+10%以上達成	1%（非課税）（※2）	0.5%
	令和2年度燃費基準達成	2%（1%）（※2）	1%
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%（1%）（※2）	2%
上記以外		2%（1%）（※2）	2%

◎軽貨物用

区 分		税 率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準からNOx10%低減達成）		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 （※1）	平成27年度燃費基準+20%以上達成	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+15%以上達成	2%	1%
	平成27年度燃費基準+10%以上達成	2%	2%
上記以外		2%	2%

（※1）ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成のものに限ります。

平成32年度燃費基準と令和2年度燃費基準は同様の取扱いです。

（※2）令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した場合、括弧書きの税率が適用されます。

◆免税・非課税

- ・取得価額が50万円以下の軽自動車の取得
- ・相続による軽自動車の取得
- ・法人の合併又は分割による軽自動車の取得
- ・所有権留保付で売買された軽自動車ですべての権利が売主から買主へ移転した場合の取得
- ・自動車販売業者から取得のうち、軽自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1ヶ月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- ・身体障がい者等の自動車税種別割の減免（35ページ参照）と同様に軽自動車税環境性能割についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。なお、減免額には上限があります。

◆申告と納税

軽自動車を取得した人が新規検査、使用の届出などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、県が賦課徴収を行うこととなっています。